

医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための 設備整備事業に関する Q&A

令和2年9月23日

※ 以下は、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関する Q&A」等に基づき作成しています。

(1) 本事業は、いつからいつまでの経費が対象となるのでしょうか。

- 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに発生する経費が対象となります。設備等の整備を伴う場合は、3月末までに納品（工事完了）されていることが必要です。
- なお、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて申請することが可能です。

(2) 本事業で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要となりますか。

- 事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄する場合は、厚生労働大臣の承認が必要となります。
- ただし、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、厚生労働大臣の承認を受けずに廃棄することが可能です。
- いずれにしても、元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなく、リースでの対応をご検討ください。
- なお、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付して頂くこととなります。

(3) 対象経費として、「多言語の看板や電光掲示板等」とありますが、例えばどのような設備が交付対象となるのでしょうか。

- 院内の患者誘導等に用いられる看板や必要な静止画、動画、音声等を表示できるディスプレイ、タブレット端末、スピーカー等とこれらに有線・無線接続するコンピュータ等の周辺設備や設置経費などが対象となります。

(4) 補助対象者として、「入院を要する救急患者に対応可能な次の医療機関」とありますが、一般の救急患者の受入れ実績を必要とするのでしょうか。

- 新型コロナウイルス感染症患者（無症状者・疑いを含む）の入院に対応する（予定も含む）医療機関であれば対象となります。